

# 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について

## 【日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施】

### 1. 背景・趣旨

- 国際化の進展等に伴い、平成24年5月現在、我が国の公立義務教育諸学校に在籍する外国人児童生徒は、約6万2千人であり、平成22年9月現在、これらの学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒は約2万6千人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の数は約5千2百人にのぼっている。
- このような児童生徒に対して行う日本語指導は、現行制度の下では教育課程に位置付けられておらず、各教科等の中で行われているもの、帰国・外国人児童生徒教育の拠点となるセンター校や学校外施設における課外活動として行われているものなど、地域や学校、児童生徒の実態等によって、指導内容や指導体制は大きく異なっている。  
また、指導者に対して、日本語指導に関する指導計画の作成や学習評価の実施が求められていないため、必ずしも児童生徒一人一人の実態に応じた指導体制が十分に整備されていない。  
さらに、他校や学校外施設において日本語指導を受ける児童生徒は、放課後等に課外授業を受けることもあり、負担が大きい。
- 児童生徒の負担に配慮しつつ、全国で一定の質が担保された日本語指導を受けることができるような制度を整備するため、「『定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会』の意見を踏まえた政策のポイント」（平成22年5月19日 文部科学省）及び「日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について（審議のまとめ）」（平成25年5月31日 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議）等も踏まえ、文部科学大臣が定める一定の要件を満たす「日本語の能力に応じた特別の指導」を行う場合、「特別の教育課程」を編成・実施することができるようにする。

### 2. 省令案及び告示案の概要

#### （1）特別の教育課程の編成・実施【学校教育法施行規則の一部改正】

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部において、日本語指導が必要な児童生徒（例：帰国児童生徒又は外国人児童生徒など）に対して、その日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合には、「特別の教育課程」を編成・実施することができることとする。

##### ① 指導の内容【告示制定】

児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とする。

##### ② 授業時数【告示制定】

年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

また、学校教育法施行規則第140条の規定による障害に応じた特別の指導（いわゆる「通級による指導」）の対象となっている児童生徒が、（1）の特別の教育課程による日本語指導を受ける場合には、児童生徒の負担にも配慮し、2種類の指導を併せて、授業時数の合計がおおむね280単位時間以内とする。

#### （2）他校における指導【学校教育法施行規則の一部改正】

在籍校の校長の判断により、（1）の児童生徒が他校において「日本語の能力に応じた特別の指導」を受けた場合には、当該授業を在籍校の「特別の教育課程」に係る授業とみなすことができることとする。

### 3. 施行期日

平成26年4月1日（予定）

# 「特別の教育課程」による日本語指導の要件（案）

## （Ⅰ）指導の内容

児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導。

## （Ⅱ）指導の対象とする児童生徒

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する日本語指導が必要な児童生徒。

※指導の要否を判断するに当たっては、日本語指導担当教員をはじめ複数人により、児童生徒の実態を多面的な観点から把握・測定した結果を参考とすることが望ましく、学校長の責任の下で行うこととする。

## （Ⅲ）指導者

- ①日本語指導担当教員（主たる指導者）：教員免許を有する教員（常勤・非常勤講師を含む）
  - ②日本語指導補助者：日本語指導や教科指導等の補助を行う支援者、子供の母語がわかる支援者
- ※②日本語指導補助者は必置ではないが、必要に応じて活用することは有効である。

## （Ⅳ）授業時数

年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。また、障害のある児童生徒に対して「通級による指導」と併せて行う場合は、2種類の指導の授業時数の合計が、おおむね280単位時間以内とする。

※1 授業時数の1単位時間は、学校教育法施行規則別表に定める小・中学校等の1単位時間（45分又は50分）に準じるものとする。

※2 なお、児童生徒の実態に応じて特別の必要がある場合に年間280単位時間を超えて指導することを妨げるものではない。

## （Ⅴ）指導の形態及び場所

児童生徒の在籍する学校における「取り出し指導」を原則とする。ただし、指導者の確保が困難な場合には、他校における指導も認める。

※さらに、学校に空き教室がない場合や地理的条件等により学校内に当該指導を行う場所を設けることが困難である場合などのやむを得ない事情がある場合には、一定の要件の下例外的に、学校外施設における指導も認めることとする。（要件については、施行通知で周知予定）

## （Ⅵ）指導計画の作成及び学習評価の実施

児童生徒の在籍する学校において、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況も含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行う。当該計画及びその実績は、学校設置者に提出する。

### 【参考】指導計画に盛り込むべき事項例

| 学校設置者に提出する指導計画<br>(特別の教育課程編成・実施計画)  | 学校内で作成する指導計画(個別の指導計画)   |   |
|---|---|---|
|   | 児童生徒に関する記録  | 指導に関する記録  |
| 児童生徒別の<br>・ 大まかな指導内容<br>・ 指導形態<br>・ 授業時数・指導期間<br><br>※ 指導の対象となる児童生徒<br>全員分を一覧にして提出。 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 氏名</li><li>・ 性別・生年月日</li><li>・ 国籍等</li><li>・ 家庭内で使用する言語</li><li>・ 入国年月日、学校受入年月日</li><li>・ 生育歴・学習歴</li><li>・ 家族構成、家庭の状況</li><li>・ 学校内外での支援の状況</li><li>・ 進路希望</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 日本語の能力</li><li>・ 指導目標・内容・形態</li><li>・ 指導者の名前</li><li>・ 指導場所</li><li>・ 授業時数・指導期間</li><li>・ 授業内容・方法に関する評価<br/>及び学習状況の評価 等</li></ul> |

※ 指導の対象となる児童生徒一人一人について作成。